

自立支援医療制度

概 要

自立支援医療制度

○目的

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の3割の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担
(負担率：国1/2、都道府県等1/2)

○対象者

- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

○対象となる主な障害と治療例

- ・精神通院医療（精神疾患）：向精神薬、精神科デイケア等
- ・更生医療・育成医療：肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術
視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術
内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析

自立支援医療の対象者、自己負担

(平成21年4月1日以降)

[第54条第1項、第58条第3項第1号関係]

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準：自己負担については1割負担（部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)
		中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円	重 度 かつ 継 続 中間所得層1 負担上限額 5,000円
			負担上限額 10,000円	
			重 度 かつ 継 続 中間所得層2 負担上限額 10,000円	(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※ 「重度かつ継続」の範囲

- ・疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者